

渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金交付要綱

令和4年3月31日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電が可能な充電設備を設置する区民等に対し、その経費の一部を助成することにより、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及のための基盤整備を促し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減することで、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者をいう。
- (2) 建築物等 建築物、土地のいずれか又は組み合わせたものをいう。
- (3) 区内中小企業者等 区内に本店登記を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は区内の建築物等で事業を営む個人（以下「個人事業者」という。）をいう。
- (4) 管理組合等 マンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人及び第25条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）の規定により選任された管理者をいう。
- (5) 電気自動車 電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) プラグインハイブリッド自動車 電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (7) 充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）を充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、1基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備

一式を備えたものをいう。

ウ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

エ 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

(助成対象機器及び助成金の額等)

第3条 助成の対象となる機器(以下「対象機器」という。)及び助成金の額は、次のとおりとする。

- (1) 対象機器及び対象機器に係る要件は、別表に掲げるものとする。
- (2) 設置する対象機器は、未使用のものとする。
- (3) 充電設備が既に設置されている場所において、当該充電設備を撤去して設置するものでないこと。
- (4) 助成金の額は、別表の助成金の額欄に掲げる金額とし、助成金の総額は、予算の範囲内とする。
- (5) 予算残額が別表の規定により算出した助成金の額を下回る場合は、その時点の予算残額をもって助成金の額とする。
- (6) 別表の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (7) 同一年度内において助成金の交付対象となる充電設備は、機器の種類を問わず区民においては1基とし、区内中小企業者等及び管理組合等においては5基までとする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、対象機器本体の購入費及び設置工事費とし、消費税及び地方消費税を除く額とする。

(助成対象者)

第5条 助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区民又は第11条に規定する完了報告を行う日までに区民になろうとする者で、自らが居住する区内住宅の敷地内に対象機器を設置しようとする者
- (2) 区民又は第11条に規定する完了報告を行う日までに区民になろうとする者で、自らが所有する区内の建築物等に対象機器を設置しようとする者
- (3) 区内の建築物で事業を営んでいる区内中小企業者等又は区内に事業用の建築物等を所有する区内中小企業者等で、当該建築物等に対象機器を設置しようとするもの
- (4) 区内の管理組合等で、その管理組合等が管理する敷地内に対象機器を設置しようとするもの

(助成対象の例外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請を行うことができないものとする。

- (1) 対象機器を設置しようとする建築物等が共有の場合又は自らの所有に属さない場合において、当該機器の設置及び本助成金の申請に係る所有者全員の同意が得られていないとき。ただし、申請を行おうとする者が民法（明治29年法律第89号）第265条に規定する地上権者である場合は、この限りではない。
- (2) 渋谷区暴力団排除条例（平成23年渋谷区条例第23号）第8条に規定する助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
- (3) 対象機器がリースのとき。

(助成金交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象機器の設置工事着工前のあらかじめ区長が指定する日までに、渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 申請者が区民（区内中小企業者等に該当するものを除く。）の場合
 - ア 対象機器の型式、設置経費の内訳が分かる見積書の写し又は契約書の写し
 - イ 対象機器の形状、規格等が分かるパンフレット等の写し
 - ウ 対象機器の設置予定場所が分かる設置計画図面の写し
 - エ 対象機器の設置予定場所の現況写真（撮影日が認識できるもの）
 - オ 対象機器を設置する建築物等が共有の場合又は自らの所有に属さない場合は、対象機器を設置することについての所有者全員の設置同意書（別記第2号様式）
 - カ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- (2) 申請者が区内中小企業者等の場合
 - ア 対象機器の型式、設置経費の内訳が分かる見積書の写し又は契約書の写し
 - イ 対象機器の形状、規格等が分かるパンフレット等の写し
 - ウ 対象機器の設置予定場所が分かる設置計画図面の写し
 - エ 対象機器の設置予定場所の現況写真（撮影日が認識できるもの）
 - オ 対象機器を設置する建築物等が共有の場合又は自らの所有に属さない場合は、対象機器を設置することについての所有者全員の設置同意書
 - カ 申請者が中小企業者である場合は、商業登記の登記事項証明書の写し
 - キ 申請者が個人事業者である場合は、対象機器の設置を行おうとする場所で事業を営んでいることを証する書類（営業許可書、直近の確定申告書等）の写し
 - ク 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- (3) 申請者が管理組合等の場合
 - ア 対象機器の型式、設置経費の内訳が分かる見積書の写し又は契約書の写し

- イ 対象機器の形状、規格等が分かるパンフレット等の写し
- ウ 対象機器の設置予定場所が分かる設置計画図面の写し
- エ 対象機器の設置予定場所の現況写真（撮影日が認識できるもの）
- オ 管理組合の現在の理事長又は管理者が管理組合総会で選定されたことを証するものの写し
- カ 管理組合総会で当該対象機器設置について議決されたことを証するものの写し
- キ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（助成金交付の決定）

- 第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知する。
- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことが適当であると認めるときは渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知する。

（申請内容の変更）

- 第9条 前条第1項に規定する通知を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは速やかに渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金変更申請書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 区長は、前項の助成金変更申請書を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めるときは変更を承認し、渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金変更承認通知書（別記第6号様式）により交付決定者に通知する。

（申請の取下げ）

- 第10条 交付決定者は、対象機器の設置を中止しようとするときは速やかに渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金取下げ申請書（別記第7号様式）を区長宛てに提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 区長は、前項の助成金取下げ申請書を受けた場合はその内容を審査し、適当と認めるときは取下げを承認し、渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金取下げ承認通知書（別記第8号様式）により交付決定者に通知する。

（完了報告）

- 第11条 交付決定者は、交付決定のあった日の属する年度の3月15日（その日が渋谷区の休日を定める条例（平成元年渋谷区条例第1号）第1条第1項の休日に当たるときは、当該休日の直前の平日）までに、渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金機器設置完了

報告書（別記第9号様式）に次の書類を添えて、区長に報告するものとする。

- (1) 対象機器の設置に係る領収書の写し
- (2) 対象機器の設置状態を示す写真及び本体の型式表示部分の写真（撮影日が認識できるもの）
- (3) 対象機器の保証書の写し
- (4) 渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金交付請求書（別記第10号様式）
- (5) 交付決定者が区民（区内中小企業者等に該当するものを除く。）の場合は、住民票の写し又は住所が確認できる書類の写し
- (6) 交付決定者が区民で、居住する住宅以外の建築物等に対象機器を設置した場合又は区内中小企業者等の場合は、不動産登記の現在事項証明書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

（助成金交付額の確定及び交付）

第12条 区長は、前条の規定による報告を受けたときはその内容を審査し、交付要件に適合すると認めるときは助成金の交付額を確定し、渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金交付額確定通知書（別記第11号様式）により、交付決定者に通知するとともに、速やかに助成金を交付する。

（管理）

第13条 交付決定者は、対象機器をその耐用期間内、善良なる管理者としての注意をもって管理するものとする。

2 交付決定者は、対象機器の設置及び使用により生ずる光の反射や騒音等の発生の防止に配慮し、周辺環境の保全に努めるものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第14条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、助成金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 渋谷区暴力団排除条例第8条に規定する助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の内容を取消したときは、渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により、速やかに交付決定者に通知する。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付額の全部又は一部について、渋谷区電気自動車等用充電設備導入助成金返還請求書（別記第13号様式）により、期限を定めて、当該助成金受給者に

その返還を命じることができる。

(使用状況報告)

第15条 区長は、交付決定者に対し必要に応じて対象機器の管理状況及び使用状況について、報告を求めることができる。

(調査等)

第16条 区長は、この要綱による助成金の交付を受けようとするもの又は助成金の交付を受けたものに対し必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、環境政策部長が定める。

附 則 (令和4年3月31日区長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

対象機器	対象機器の要件	助成金の額
急速充電設備	一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の補助対象機種として指定し、公開している未使用の充電設備であること。	見積書又は契約書の対象機器本体価格とクリーンエネルギー自動車導入促進補助金「補助対象充電設備型式一覧表」補助金交付上限額(経路(高速以外))の2倍の額のいずれか低い方の額に設置工事費を加えた額から他補助事業の補助金額を差し引いた額 (1基当たり上限100,000円)
普通充電設備 充電用コンセント 充電用コンセントスタンド		見積書又は契約書の対象機器本体価格とクリーンエネルギー自動車導入促進補助金「補助対象充電設備型式一覧表」補助金交付上限額(基礎)の2倍の額のいずれか低い方の額に設置工事費を加えた額から他補助事業の補助金額を差し引いた額 (1基当たり上限100,000円)

備考 機器本体価格に消費税相当額が含まれるときは、これを除外する。